令和６年４月８日

川原小学校いじめ防止基本方針

【法令等】

□「いじめ防止対策推進法」（H25.9）
□いじめ防止等のための基本的な方針（H25.10）
□「鹿児島県いじめ防止基本方針」（H26.3）
□「霧島市いじめ防止基本方針」（H26.3）
□「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂（H29.3）
□「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.3）
□「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改訂（H29.10）
□「霧島市いじめ防止基本方針」の改訂（H29.10）

【学校教育目標】

「あかるく，つよく，うつくしく」生きる

【いじめ問題への学校の目標】

1　いじめは人間として絶対に許されないという強い認識を共有する。
2　いじめられている子どもの立場に立って親身な指導をする。
3　学校・家庭・地域社会など，すべての関係者が一体となって取り組む。

【霧島市のいじめ防止等に関する基本認識】

□いじめは，どの学校でも，どの子どもにも起こり得る。
□ネット上のいじめなどで，ますます見えにくくなっている。
□まだ気付いていないいじめがある。
□いじめを一件でも多く察知・発見し，一件でも多く解決する。
□いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。

【川原小学校いじめ対策委員会】

〈内容〉１　年間を通した取組について確認・検討
２　いじめ問題の防止策や，事案に応じた対策や早期解決に向けた取組を確認・検討
３　年間の活動を検証し，次年度への計画の作成

〈組織〉Ａ　日常的な関係者の会（川原小学校いじめ対策委員会）：管理職，各担任，養護教諭
Ｂ　必要に応じて関係者を加えた会：全職員
Ｃ　地域の関係者，第三者を加えた会：Ａに加え，学校評議員，民生委員，自治会長，ＰＴＡ役員
Ｄ　専門家を加えた会：Ｃのうち１回は，いじめ問題対策支援室相談員を加える

【ＰＴＡとの連携】

□ＰＴＡ総会，ＰＴＡ全体会，学級ＰＴＡの活用
・学校基本方針の説明
□道徳授業の公開と学級ＰＴＡでの意見交換
□学校ホームページでの学校基本方針公開
□家庭教育学級において，人権同和教育に関する内容の位置付け
□子ども会との連携

【学校の取組】

□未然防止
・指導体制（組織，道徳教育等）の充実
・児童会によるいじめ防止活動
・全児童での体験活動や遊びを通した人間関係づくり

□早期発見
・いじめアンケート，学校楽しぃーと実施
・児童の観察（衣服，所持品，言動の変化）
・家庭との連携（欠席状況，教育相談）

□対応
・いじめの実態についての確認
・事案に関わる児童への適切なケア及び指導
・保護者，ＰＴＡの対応
・ＳＳＷ，いじめ相談員等，専門家の活用

【市教委との連携】

□定期報告（月１回）
□指導主事の派遣及び助言
□いじめ問題対応チームの派遣及び助言
□校内研修への講師派遣

【関係機関との連携】

□霧島警察署
□青少年育成センター
□国分教育支援センター
□いじめ問題対策支援室